

「多文化都市八戸推進事業」補助金
令和2年度 交付対象事業審査基準

1 趣旨

多文化都市八戸推進事業補助金（以下「補助金」という。）の対象事業の選考にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 対象事業

補助金の対象事業は、市内に住所を有する個人又は、市内に本拠を有する団体が市内で行う先駆的・実験的な内容で創造性にあふれた文化芸術活動とする。

3 審査基準

市民企画部門及び協働企画部門とも、次の項目について審査する。

- ①先駆性 八戸市においてさきがけとなる文化芸術活動であるか
- ②実験性 新しい現象を生み出すものであるか
- ③独創性 団体や地域の特徴を生かすなど、個性的な内容であるか
- ④実現性 実現可能な事業であるか
- ⑤発展性 従来の団体の事業を発展させ、新たな展開につながる事業であるか
- ⑥計画性 事業の目的、内容、規模、体制が明確かつ適切であり企画・運営能力があるか
- ⑦公益性 市民に広く公開されるなど、不特定多数の人々の利益につながる事業であるか

4 審査方法

- ・申請書類をもとに審査項目について、採点を行う。（各10点満点）
- ・採点は、多文化都市八戸推進懇談会委員（以下「委員」という。）が行う。必要に応じて、申請者に対しヒアリングを行うことがある。
- ・採点の目安は、次のとおりとする。
 - ①大変良い 9～10点
 - ②良い 7～8点
 - ③普通 5～6点
 - ④やや劣る 3～4点
 - ⑤劣る 1～2点

5 決定方法

- ・多文化都市八戸推進懇談会委員による審査を元に市長が補助対象事業を決定する。
- ・委員による採点の合計が概ね7割以上の案件について、予算の許す範囲において補助金の交付対象とする。（令和2年度は5件程度の採択とする）

6 その他

- ・次に掲げる場合、当該委員は審査に加わらないものとする。
 - ①委員が当該団体に所属する場合
 - ②その他、委員が審査に加わることが適当でない判断される場合